

第35回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年4月30日（火）
9時30分から12時02分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・なし
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・水元・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第35回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に14番高橋悟委員、15番谷元英昭委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございます。 総会資料9ページ、議案第5号 農用地利用集積等促進計画、受付番号14番につきまして、中間管理機構から修正依頼がありましたので、借受者氏名の「有限会社ドリームランド」を「農事組合法人まるにしファーム」に修正をお願いします。 また調査委員を杉本委員から作本委員へ修正をお願いいたします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました8件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番、3番から5番は、耕作に便利のため、受付番号2番、8番は、経営規模拡大のため、受付番号6番、7番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました5件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は、駐車場用地のため、2番から5番は、植林のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で受付番号1番、4番は、植林のため、受付番号2番、3番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、1件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が1件となっております。 次に、総会資料6ページから10ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画

10 : 10	事務局	を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、15件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が15件となっております。 次に、総会資料11ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしました但、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局から説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。入口出られて左側の部屋の会議室5、もうひとつ向こう側が会議室6になります。会議室5で審査をしてもらう地区が、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区南郷地区、この3地区については出られて隣の部屋の会議室5で審査をお願いします。飢肥・酒谷地区、細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室6でお願いいたします。 また、地区別審査の際に、第1回農地パトロールの計画をお願いしたいと思います。決定した日程につきまして、その他報告事項の際ご報告をよろしくお願い申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始していただきますが、地区別審査は10時10分をめぐに終了させ、本会場にお集まりください。それでは、お願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。議案第1号、農地法第3条の許可申請について8件の審議をお願いします。初めに受付番号1番から担当委員報告をお願いします。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号1番について説明します。調査を申請人立ち合いのもと4

山 元	月25日に行いました。申請地は、国道222号線、酒谷道の駅から約1.5km都城方面に行き、右側の農道を1km登ったところにある山の中の畑です。申請人は申請地の近くで養鶏業を営んでおり、4万羽養っているとのこと。今回市外在住の譲渡人が財産を処分するにあたり養鶏場の近くであったため、購入依頼があり応じたということです。現在は杉の木立が切りはられ、原野になっています。野菜等を育てる畑に復元するのは困難です。し、鳥獣被害也多そうですので、柿・栗などを植えてみようかと考えているそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	次に受付番号2番について、担当委員より報告願います。
平 賀	はい、18番平賀です。受付番号2番について説明いたします。4月24日、代理人立ち会いのもと現地調査を行いました。なお、譲受人、譲渡人には、電話で確認しました。申請地は、吾田地区星倉の仮屋講です。国道222号線沿いにある設備会社から真西の方向に約50mのところに太陽光発電施設がありますが、そこから西に農道を約50m進んだところにある畑です。申請地は受人が10年以上にわたって野菜を栽培されている農地であり、譲受人は85歳ですが、大変元気で農地もしっかり管理されています。譲渡人は、健康状態が良くないため、譲りたいとのこと。なお譲受人の権利移動の理由は、1の規模拡大となっていますが、申請者が高齢でなおかつ自宅に近いため、2の耕作に便利のためのほうが適当ではないかと思ったところ。実地調査の結果、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	次に受付番号3番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鶴戸の推進委員の川添です。3番の件について説明します。4月24日受入立会で現地確認しました。場所は、小目井バス停を左折して、約100m行ったところの林道に面した右側です。受人は、約40年前に無償で現地を借受け、家庭菜園として利用してきましたが、今回の法改正で売買契約に至ったそうです。農業使用方法については、地域の除虫に従いますということなので、何も問題ないと思います。審議方よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして受付番号4番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5番杉本です。4番案件について説明します。4月26日に下塚田担当の作本委員の協力を得て、現地にて譲受人立会いのもと調査をいたしました。譲渡人には、電話にて確認しまし

杉 本	た。申請地は、細田地区に西寺研修センターがありますが、そこから西の方向へ保全の道路が残っております。500mほど行ったところの右側に炭窯があります。その裏の北側70mほどのところになります。譲受人の樹園地の横になります。譲渡人も年をとってきて手が回らないため、譲受人に譲り渡しの相談をしたところ今回の申請となったということです。譲受人は、ミカンを手広く経営されており、後継者も一緒に仕事をされております。ミカンを植え付けられ耕作に便利のための所有権移転であります。特に問題はありません。以上です。
議 長	次に受付番号5番について、担当委員から報告願います。
平 部	南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。5番案件について説明いたします。4月26日に譲受人と申請地の確認を行いました。4月27日に譲渡人に電話で確認をいたしました。申請地は南郷小学校の裏側になります。申請地は以前より譲受人の管理されている畑で面積は200平方メートルほどです。きれいに管理されていまして。また譲受人の自宅と隣接している畑であります。譲渡人は管理が困難なため譲り渡すとのことでした。譲受人、譲渡人は親戚関係でございます。これからもきれいに管理されるとのことでした。問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。
議 長	次に受付番号6番について、担当委員から報告願います。
池 田	はい、11番池田です。6番について説明いたします。4月24日に事務局と現地を確認しております。場所は、亜熱帯植物園の少し下に民家があり、その真下のみかん畑、もうひとつは夫婦浦地区の一番奥の墓地の下の田んぼになります。4月25日に譲受人、譲渡人と電話確認はしております。譲渡人は、高齢のため規模縮小、譲受人は現在父親名義の土地で米作りをしていますが新規農業経営として、今回、自分の土地をもち、甘藷とミカンを作りたいということです。土地の管理等も含め農業を頑張ってくださいと伝えてきました。特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長	次に受付番号7番について、担当委員から報告願います
田 端	はい、2番田端です。7番案件を説明いたします。4月26日受人と事務局の蔵富さん、それに南郷推進委員の倉元さんとで現地確認に行きました。現地は220号線を南郷からずっと串間方面に向かいますと柿の木茶屋というのがありますが、柿の木茶屋の北西約2km上のほうにあがったところですよ。まわりはみかん園で、奥のほうの農地は作付けされていせんが叔父になる方が時々草払い等をしており、農地としては使える土地でした。譲受人も譲渡人も東京にいて、譲受人が、今度、定年退職をして日南

10:24	田 端	に帰ってきて、譲渡人は父親で、父親が年なので、あの土地を継いで農業をやってくれないかと言われて、譲受人は、こちらに帰ってきて、場所等を確認して、小さいころには、そこで農作業をしていたそうです。譲受人は、やる気十分で登記は、田ですが、現況は田んぼの状況ではありません。まわりもみかんが植えてあって畑です。野菜作り、大根等を作りたいということで本人は意欲的でして、今から機械の小型を買われるとのこと。問題ないと思います。よろしくお願いします。
	議 長	次に受付番号8番について、担当委員から報告願います
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進員の倉元です。受付番号8番について説明いたします。4月24日、譲受人、譲渡人に連絡して現地調査いたしました。場所は、国道220号線、南郷から串間方面に向かう途中の飲食店から200メートル戻ったところの左側に申請地があります。譲受人は、経営規模拡大であります。譲渡人は、高齢による離農であります。問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	はい。ただいま担当委員からそれぞれ報告がありましたが、質疑はございませんか。 2番については、耕作に便利のためということがありましたが、経営規模拡大、耕作に便利のため、どちらでもいいのかなという気がします。質疑ございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定させていただきます。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番、稲山です。受付番号1番について説明いたします。4月24日申請者立会いのもと現地調査いたしました。場所は、板敷で振徳高校の手前200mのところを西へ50mくらい入ったところ。地目は、田で、現況は雑種地になっていました。畑として利用されたような跡があり、南側は、以前宅地で家屋が建っていましたが、現在は撤去され、更地になっています。また北側は、太陽光発電が設置され、東側は、水田があります

稲 山	が、コンクリート側溝が設置されているので、農地への影響はありません。許可は妥当と判断しました。 よろしくお願いします。以上です。
議 長	次に受付番号２番について、担当委員から報告願います。
金 丸	６番金丸です。受付番号２番について説明いたします。４月２６日申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷６区、永野公民館から北西へ１km過ぎた山林の一部に１筆と酒谷３区、鯛の子公民館から西へ５００m行った山林の一部の２筆です。事項証明書を取得した際、農地転用許可申請が必要なのがわかり今回の申請になったようです。今後も山林として適正管理をしていくようです。周囲は山林化しており、まわりに影響がある農地はありません。始末書も添付してあります。審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	次に受付番号３番について、担当委員から報告願います。
向 高	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号３番について説明します。申請地は、権現津留です。国道２２２号線を登っていくと日南ダムの管理所入口があります。ここからダムの保管道に１．２km入ったところが申請地になります。４月２６日に連絡を取り、４月２８日に現地確認をしました。申請人は日南ダムを建設する前は、両親と申請地付近で農業をしていましたが、ダム建設により両親とともに引っ越しをし、それと同時に農作物の生産をやめ、杉を植林したということです。父が亡くなり申請地を相続しました。地籍調査関係で調査したところ転用許可を受けず、杉を植林したことが判明したため、追認申請したということです。申請人はこれからも山林として管理をしていくということです。まわりは山林化され、影響をあたえる農地はありません。始末書もつけられ何の問題はありません。よろしくご審議お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号４番について、担当委員から報告願います。
三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。４月２４日に現地確認をしております。場所は、飢肥の広域農道の永吉交差点より北郷の方へ１kmくらい行きますと東の方へ山の稜線に道路が入っております。その道路の１００m行ったところに道が分かれておりますが、その分かれ目の道路の両端になる土地です。一帯は山林で、急傾斜地で農地としての利用は困難と判断しました。相続財産の事後承認で、すでに杉が植えられ始末書も添付されておりますので、問題ないと思います。申請人には電話で確認しております。以上です。

議 長	次に受付番号 5 番について、担当委員から報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 1 4 番について説明いたします。申請地は、北郷地区の平佐です。県道都城北郷線沿いの平佐神社 2 0 m 先を右手に林道を 2 km 入ったところの農地になります。4 月 2 7 日、申請人の立会いのもと現地確認いたしました。申請地は、鳥獣被害やまわりの杉が成長し、日照時間も短いといことから昭和 6 0 年ごろに植林したということでございました。今回不動産の調査をしたところ、転用許可を得ずして植林していたことが判明し、今回の申請に至ったとのことでした。当該農地周辺すべて山林であり影響を与える農地もなく、始末書も入っていることから問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議 長	ただいま担当委員からそれぞれ報告がありましたが、質疑はございませんか。
谷 口	はい、議長。9 番谷口です。
議 長	はい、9 番谷口委員。
谷 口	はい、9 番谷口です。1 番について事務局にちょっとお聞きたいと思います。個人駐車場で 5 0 0 平方メートルという形になっていると思うのですが、現況は雑種地だから駐車場という形で取り扱うということですかね。それとも通常 5 0 0 平方メートル、1 0 0 0 平方メートルでも個人駐車場としてやれるのでしょうか。
議 長	はい、事務局。
事務局	配置図を提出いただいているのですが、普通車種でいきますと 1 0 台分、大型車両でいきますと 2 台分、合わせて 1 2 台分の駐車場用地として利用する予定ということでございます。なので、個人利用の駐車場ではない。申請は、個人なのですが、貸出しを兼ねた駐車場ということでございます。
谷 口	わかりました。個人の駐車場だとちょっと大きなと。
議 長	通常は、貸駐車場で申請をするべきなのですが、それが個人の駐車場というような用途になっていますので、やはり事務局はこころあたりを含めて用途を考慮して記載をするようにお願いしておきます。谷口委員から言われたように車 1 台があれば、そこまでいらないわけですが、貸駐車場ということであれば、そこらあたりを含めて、記載の仕方ですかね、考えていただきたいと思います。その他ございませんか。それでは、ないようなので、議案

10 : 30	議 長	第2号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成でございます。議案第2号については、原案通り許可相当とすることに決定をさせていただきます。
	議 長	次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、5件の審議をお願いします。
		はじめに受付番号1番については、担当委員より報告願います。
	金 丸	6番金丸です。受付番号1番について説明します。4月27日譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷3区、鯛の子公民館から西へ2.5kmほどの山林の一部です。譲渡人の依頼で所有権移転登記を行う際、農地転用許可が必要であることが判明し、今回の申請になったようです。周辺に影響を与える農地はありません。今後も山林として適正管理していくということです。始末書も添付してあります。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号2番については、担当委員から報告願います。
	平 賀	18番平賀です。受付番号2番について説明いたします。4月24日代理人立会いのもと現地調査を行いました。なお、譲渡人受入には、電話で確認をしました。申請地は、吾田地区星倉の時任です。岩崎稲荷神社に向かう市道の登り口の左手にあります。喫茶店の手前約20mのところにあります。申請地の隣接地には農地もありますが、申請地の周辺には宅地が多数あります。譲渡人は、会社役員で農地の管理ができないため、申請地を売却したいとのことです。受入は会社員で、家族3人で現在市内のアパートに住んでいますが、アパートが手狭になり、今回宅地として申請を行うものです。建築にあたっては、境界にブロック塀を設置して、雨水は、市道の側溝に排出して、生活排水用水は、合併浄化槽を通して流します。実地調査の結果、問題ないと思います。審議方よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	次に受付番号3番については、担当委員から報告願います。
	山 本	17番山本です。3番案件について説明します。4月24日譲受人、譲渡人には電話にて確認しました。場所は、戸高二丁目です。道路沿いに10階建てのマンションが建っていますが、そこから北側の方向へ50mぐらいのところになります。譲渡人は、譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は現在共同住宅に住んでいますが、将来の安定した住生活をおくるために自宅を本申

10:39	山 本	請地に建築したく許可申請するとのこと。付近一帯は住宅用地となっております。境界線にはブロック塀擁壁を設けて土砂の流失を防ぎ、雨水は市道側溝に流して、生活污水は、合併浄化槽を設置し、浄化してから市道側溝に流す計画となっております。問題ないと思います。以上です。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	次に受付番号4番については、担当委員から報告願います。
	作 本	はい、4番作本です。受付番号4番について報告いたします。4月26日に受人と杉本農業委員の協力で現地調査をしました。渡人は、4月27日に面談確認しました。申請地は、細田地区の萩之嶺、西寺地区で西寺公民館から保全道を800mくらいのぼったところから、保全道から下に100m下りたところにあります。先ほどの杉本委員の案件の隣の土地です。譲受人と譲渡人は、同じ地区で園地も隣同士となっております。譲渡人は、高齢で管理ができないという理由で譲受人が隣ということで該当地に杉を植林して、果樹園の防風林にしたいという考えで今回まとまったそうです。現在は杉が伐採されていた状況でしたが保全道のすぐ脇から崖となっていて農地への復旧は無理と判断しました。始末書も添付されていますので、問題はない案件と思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	はい、ただいま担当委員から報告がありましたが、質疑はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようでございますから、議案第3号について許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	はい。全員賛成でございます。議案第3号については、原案通り許可相当とすることに決しました。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画における所有権移転について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員から報告をお願いいたします。
	金 丸	6番金丸です。受付番号1番について説明いたします。4月27日譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷4区向原地区に広がる農地の一部です。譲受人は、ハウスキュウリ、水稻を栽培する農業法人で以前より申請地を管理されており、今後も適正管理していくとのことでした。ご審議よろしくお願いします。

10:40	議 長	ただ今、担当委員から報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、議案第4号、農用地利用集積計画における所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	はい、全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画における所有権移転につきましては原案通り同意することに決定をさせていただきます。
	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について15件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番から4番について担当委員より報告をお願いいたします。
	平 賀	はい、18番平賀です。受付番号1番から4番について説明いたします。4月24日現地調査を行い、貸付者には電話で確認を行いました。なお、1番貸付者にはあとから連絡しました。1番の申請地は、スーパーとむら星倉店の北側約50メートルのところにあり、2番から4番の申請地は、吾田地区星倉の仮屋講のある横手公民館の真西に隣接する農地です。農業振興公社との中間管理権設定ですので、問題はないと思います。なお、公社の案件は、携帯番号違いの指摘が毎回報告されているのですが、今回も携帯に何度も電話をしたのですが、これも間違いでした。公社には、転記する際には電話番号は間違えないようお願いをいただければな、と思います。以上です。
	議 長	次に受付番号5番について担当委員から報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸農地利用最適化推進委員の平方です。5番について説明いたします。4月26日、借受予定者立会いのもと現地調査を行いました。申請地はJA東郷の農機具センターから市道の100m入った右側のビニールハウスです。もともとは、借受者が個人間で借用していましたが、貸付者が亡くなりまして、その奥様が、延岡におられるのですが、相続されました。遠方でなかなか管理できないということで、引き続き今回、中間管理権の設定だそうです。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番から9番、そして修正がありました14番について担当委員から報告願います。 退出は…？

	事務局	はい、退出はございません。こちらにつきましては、貸付者と中間管理との契約の審議になりますので、参考というところで借受者のお名前の方を載せております。以前はここは載せていなかった部分だと思います。ですので退席の方はございません。以上です。
	議 長	ということで6番から9番までと14番について担当委員から報告願います。
	作 本	4番、作本です。受付番号6番について説明します。4月27日貸付者に面談したところ、毎日病院通いということで現地立会いは無理とのことで、現地調査をしました。借受者の杉本委員にも確認しました。申請地は、細田の萩之嶺地区でJA細田支店から大窪方面に1kmぐらい行ったところの萩之嶺バス停の南側にハウス団地がありますが、そのハウス団地の南側に隣接する2筆の水田です。中間管理権の設定ですので、問題ない案件と思います。審議の方よろしく願いいたします。 続きまして、受付番号7番について説明いたします。申請地は細田の下塚田地区です。下塚田公民館から川下方面に800mぐらい進んだところに石碑があります。この石碑から1kmぐらいのぼったところに簡易水道のタンクがあります。この簡易水道のタンクに隣接する3筆の果樹園です。貸付者は、高齢で管理ができないということで今回甥の方に管理をお願いしたいとのことで中間管理の設定です。現在は、梅の木と日向夏が植栽されてました。この後、伐採して管理するということです。中間管理権の設定ですので問題ないと思います。 続きまして、8番、9番が同一世帯で申請地も同じところですので、一緒に説明させていただきます。申請地は細田の下塚田地区です。下塚田公民館から南の方向に約13haの水田が広がっております。この水田の中の2筆の水田です。両方とも相続されていない土地で4月28日に世帯主に面談して確認しました。貸付者は、高齢で管理ができないということで誰かに耕作してもらえないかという相談を受けました。隣接するところは私とドリームランドとでしたので2筆ずつ分けて管理していこうということで今回の案件となりました。中間管理権の設定ですので問題ない案件と思います。 続きまして、受付番号14番について説明します。申請地は細田の萩之嶺地区でJA細田支店から大窪方面に1kmぐらい行ったところの南側にあるハウス団地です。そのハウス団地に隣接する3筆の土地です。貸付者は、東京在住で26日に電話して確認しました。27日に現地調査を行い、借受者の杉本委員にも確認しました。中間管理権の設定ですので問題ない案件と思います。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
	議 長	はい、次に受付番号10番から13番について担当委員から報告をお願いいたします。

10:50	杉 本	はい、5番杉本です。10番、11番、12番、13番は、同じところですので同時に説明いたします。4月26日に現地調査と電話にて確認の聞き取り調査をいたしました。申請地は下塚田地区で、細田川に架かる下塚田橋を中心に150メートル周辺内の水田9枚の田んぼです。案件申請前から耕作されていたところでした。全員電話確認を取り、間違いありませんということでした。特に問題はありません。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号15番について報告願います。
	井 上	13番、井上です。15番について説明いたします。4月24日借受者と現地で確認を行いました。申請地は、大窪の南平公民館から南方向に約500メートル行った柑橘園地帯にあり、借受者が、父親と共に管理されている柑橘園でございます。貸付者は、借受者の祖父であります。借受者は、事業承継するため、昨年から父親の指導のもと生産活動を行っております。何も問題ないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画による中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。 先ほど杉本委員から9枚と言われましたが、8枚のようすが
	杉 本	あつ、すみません。8枚です。
	議 長	ということで9枚を8枚に訂正します。 その他、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですから農用地利用集積等促進計画による中間管理権設定について計画に同意される方の挙手をお願いいたします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定については、原案通り同意することに決定をさせていただきます。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号1番について説明いたします。4月26日に申請代理人の行政書士、立会ひのもと申請地の確認と調査を行いました。場所

第35回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

谷 12 ス 老 谷

署名委員

高 橋 悟

谷 12 ス 老 谷